

奈情審第29号  
令和3年6月28日

奈良市教育長 様  
(審査庁担当課 教育部教育政策課)

奈良市情報公開審査会  
会長 戸城 杏奈

行政文書開示請求部分開示決定処分に対する審査請求について (答申)

令和2年10月22日付け奈教政第45号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第02-11号】

奈良市教育長（処分庁担当課 教育部中央図書館）が行った令和2年6月23日付け奈教中図第8号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に対する審査請求について

(別紙)

答申：行文第60号

諮問：行文第02-11号

## 答 申

### 第1 審査会の結論

奈良市教育長が、令和2年6月23日付けで行った奈教中図第8号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分は、本件処分を取り消し、次の部分を開示すべきである。

- 1 令和2年度事業計画書(施策要求様式1の1)の中央図書館管理経費(IC機器機能充実)に添付された「資料1 市立図書館の整備について」の「令和2年度から令和4年度までの事業実施に係る導入機材数及び職員数の内訳の推移のうち、令和2年度から令和4年度までの職員数、及びその内訳数、合計数」のうち、令和2年度の「嘱託 司書」の人数
- 2 令和2年度事業計画書(施策要求様式1の1)の中央図書館管理経費(IC機器機能充実)に添付された「資料1 市立図書館の整備について」の「令和2年度から令和4年度までの「嘱託 学校」の職員数」のうち、令和2年度の「嘱託 学校」の人数
- 3 図書館改修年次計画の人員費削減の表嘱託職員の項令和2年の欄の人数

### 第2 審査請求の経緯

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年5月17日付けで、奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づいて、奈良市教育長(以下「処分庁」という。)に対して、「奈良市立図書館の貸出・返却と予約受け取りを利用者自身が行なうシステム整備にかかる文書一切及びこれに伴う司書の配置に関する文書」の行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

#### 2 本件開示請求に対する行政文書

処分庁は、本件開示請求に対し、「令和2年度事業計画書(施策要求様式1の1)の中央図書館管理経費(IC機器機能充実)」を対象行政文書(以下「本件対象行政文書」という。)として特定した。

#### 3 処分庁の決定

処分庁は、令和2年6月23日付けで、次の(1)のアからウまでに掲げる本件

対象行政文書の「資料1 市立図書館の整備について」の不開示部分及び(1)のエの本件対象行政文書の「資料2 図書館改修年次計画」については当該(1)の理由で不開示とし、(2)については当該(2)の理由で不開示とし、本件開示請求に対し部分開示決定処分（以下「**本件処分**」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 本件対象行政文書の資料1から資料5までは、奈良市立図書館のI C機器機能充実にかかる新規事業の予算要求資料として作成したものであり、次のアからエまでについては、当該事業を導入することにより削減可能と試算した人員削減数及び予算削減額であり、図書館職員の増減員や配置計画に関する検討段階の未成熟な情報であり、公にすることにより、市民の間に誤解や憶測を招くおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。また、当該図書館の人事管理に係る情報であり、公にすることにより、今後の当該図書館の公正かつ円滑な人事管理の確保といった当該図書館の適正な事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

ア 2項目の正規職員・臨時職員の減員数及びそれぞれの削減額（以下「**本件不開示部分1**」という。）

イ 令和2年度から令和4年度までの事業実施に係る導入機材数及び職員数の内訳の推移のうち、令和2年度から令和4年度までの職員数、及びその内訳数、合計数（以下「**本件不開示部分2**」という。）

ウ 令和2年度から令和4年度までの「嘱託 学校」の職員数（以下「**本件不開示部分3**」という。）

エ 人件費削減の表の各項の、削減人員数、削減額、単価・人数（以下「**本件不開示部分4**」という。）

(2) 本件開示請求のうち、奈良市立図書館の貸出・返却と予約受け取りを利用者自身が行うシステム設備導入に伴う司書の配置に関する文書（以下「**本件不開示部分5**」という。）は、システム導入については、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止等の影響で、システム導入の事務処理の対応が遅れており、併せて、導入に伴う司書等の配置に関する調整等もできていないことから、当該請求に係る文書は、作成・保有していない。

#### 4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年9月15日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、奈良市教育長に対し、審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

2 審査請求の理由

審査請求書及び当審査会に提出された意見書を要約すると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 不開示部分について

ア 本件不開示部分 1 から本件不開示部分 4 までは、条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当しない。

イ 本件不開示部分 5 は、存在する。

ウ 令和 2 年度歳出予算説明調書が開示決定されていない。

(2) 基本的な考え方

由らしむべし知らしむべからずの封建制と異なり、現代の民主主義社会では、市民が市政に参加するためには、市政に関する情報を有していることが不可欠である。よって、開示請求に対しては開示が原則である。検討段階の未成熟な未確定な情報がすべて不開示とすると、市民は市政に参加できなくなる。

ゆえに、そのような情報でも、不開示該当性を判断するに当たっては、個々に公益的な開示の必要性等と適正な遂行に支障を及ぼすおそれとの比較衡量になると解される。そして、「支障」の程度は実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が要求される（奈良市情報公開条例解釈運用基準）。

(3) 本件不開示部分 1 について

奈良市の財政事情が苦しいのはよく知られており、予算は限られているから、図書館システムの再構築として、自動貸出機の増設 6 台、自動返却機 5 台、自動予約棚 3 台の新設に係る初期投資経費 5 0 0 万円、年間ランニング経費 9 8 2 万円を計上すれば、どこかで帳尻を合わせる必要が生じる。貸出・返却・予約図書に受取業務の自動化は、図書館職員の負担軽減と表裏一体であるから、減員による人件費の削減は、自動化を行う図書館自体において行うのが自然であり、この理由は容易に理解できる。

当該不開示情報は、貸出・返却・予約図書の受取業務の自動化学業を導入することにより、削減可能と試算した人員削減数及び削減額である。つまり、自動化に伴い削減可能な正規職員及び臨時職員数と人件費の額を試算した数値にすぎない。この数値は試算の確定値で、未成熟な未確定な情報ではない。地震の予測値を公表しても誤解や憶測を招くおそれがないのと同様である。

以上から、本件不開示部分 1 は、自動化により過剰となる図書館職員の削

減数と削減額を試算した確定値であり、公にすることにより、市民の間に誤解や憶測を招くなど、不当に市民等の間に混乱を生じる具体的なおそれは認められない。ゆえに、当該情報は条例第7条第5号に該当しない。

人事管理とは、個々の職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関することをいうところ（奈良市情報公開条例解釈運用基準）、本件不開示情報1は自動化に伴い削減可能な正規職員及び臨時職員数と人件費の額を試算した数値であり、人事管理情報とはいえず、公にすることにより、今後の図書館の公正かつ円滑な人事管理の確保といった図書館の適正な事務事業の執行に支障を及ぼす具体的なおそれは認められない。よって、条例第7条第6号にも該当しない。

なお、弁明書の「当該職員に対して、不当な干渉などがなされるおそれ」につき、当該職員が誰を指すか、不当な干渉とは何を指すか不明である。

(4) 本件不開示部分2について

本件不開示部分1と同様、自動化事業を導入することにより、人員の削減による人件費の削減は必至であるところ、当該情報はその内訳を示したものである。

令和2年4月2日付け中央図書館長の事務引継書の1項目○職員体制についてでは、「西部・北部図書館において再任用職員それぞれ1名の減員となる」、「増員が望めないのであれば、費用弁償の活用を含めて考え会計年度任用職員（日額）の確保が必要となる」と記載されている。事務引継書で開示されていることから、一般に職員体制の変更は、人員の増減を含め不開示情報に該当しない。

本件開示文書の一つである図書館改修年次計画のうち人件費削減計画では、自動化事業に伴い、令和2年度は正規職員の削減、令和3年度と令和4年度は臨時職員の削減で手当する予定であることが公にされている。

以上から、自動化に伴い、人件費の削減が必要なこと、その削減方法について公にされていることから、職員数の試算値を公にすることにより、市民の間に誤解や憶測を招くなど、不当に市民等の間に混乱を生じる具体的なおそれは認められない。よって、条例第7条第5号に該当しない。

人事管理については、(3)と同様であり、条例第7条第6号に該当しない。

(5) 本件不開示部分3について

本件開示文書の一つである図書館改修年次計画のうち人件費削減計画では、令和2年度のみ嘱託職員の削減予定があり、それらは学校整備に振り向けられ、人件費の削減は計上されていない。意見書に添付した新聞記事によると、令和元年度の嘱託司書は23人のうち学校図書館に従事している司書は8人

で、令和2年度に新たに5人を振り向けることが報道されている。

以上から、本件不開示部分3のうち令和2年度の職員数の予定は公にされていると認められ、令和3年度及び令和4年度は削減額を当てはめた試算に過ぎない。そうすると、本件で開示することにより、市民の間に誤解や憶測を招く具体的なおそれがあるとは認められない。ゆえに、条例第7条第5号に該当しない。

人事管理については、(3)と同様であり、条例第7条第6号に該当しない。

(6) 本件不開示部分4について

本件不開示部分4は、自動化事業を導入することで増大したコストを何で負担するか、つまり、令和2年度は正規職員の人件費削減、令和3年度と令和4年度は臨時職員の人件費削減で補うことを予定していることを示したものである。本件対象行政文書の「資料1 市立図書館の整備について」において、貸出・返却・予約図書を受取業務の自動化に伴い職員数の削減を明記しているから、削減できる正規職員数、臨時職員数の試算結果を公にすることにより、市民の間に誤解や憶測を招く具体的なおそれがあるとは認められない。ゆえに、条例第7条第5号に該当しない。

人事管理については、(3)と同様であり、条例第7条第6号に該当しない。

(7) 本件不開示部分5について

本件対象行政文書の「資料1 市立図書館の整備について」で、自動化導入を契機に館内の司書の配置数、学校への配置数の予定が記載されていると推認され、本件行政文書の「資料2 図書館改修年次計画」の人件費削減で、人件費の面から館内より学校へ配置する嘱託職員数、減員する臨時職員数を記載していると推認される。そうすると、これら文書こそがまさに自動化導入に伴い変動する司書の配置に関する文書といえるから、司書の配置に係る上記にかかる文書を作成・保有していないとして不開示としたことは、理由提示に不備があるというべきである。

(8) 令和2年度歳出予算説明調書

令和2年度歳出予算説明調書は請求対象文書として開示決定されておらず、令和2年度歳出予算説明書のうち中央図書館管理経費のみ情報提供の対象とされている。以下、請求文書を開示決定しないことが妥当か、請求対象文書としての令和2年度歳出予算説明調書は、中央図書館管理経費のみでよいか、順に検討する。

ア 令和2年度歳出予算説明調書を開示決定しないのは妥当か

本件は本件開示請求の受付後、同月28日に延長後の決定期限を7月15日として期間延長され、6月23日に開示決定された。よって、その間に

開示請求から情報提供に変更する補正もないことから、請求対象文書のすべてを開示決定することは処分となる。ゆえに、実施機関は、不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書の開示をしなければならない(条例第7条本文)。

行政文書の定義は条例第2条第2号にあり、令和2年度歳出予算説明調書が同号アの不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行するものに該当するかが問題となる。確認したところ令和2年度歳出予算説明調書はホームページで情報提供されていたが、行政機関による情報提供については、その内容、期間、方法等が行政機関の裁量に委ねられており、一律に対象文書から除くのは適切でないと解されている。本件においては、実施機関は行政文書該当性を争っておらず、適用除外として不開示にしていることから、令和2年度歳出予算説明調書は行政文書と解される。

よって、処分である開示決定において、請求対象文書である令和2年度歳出予算説明調書を除くのは特定の誤りと解すべきである。情報提供の用意があると記載しても、情報提供は処分ではないから、そのことによって特定の誤りは治癒されない。

イ 令和2年度歳出予算説明調書のうち中央図書館管理経費のみが請求対象文書か

令和2年度歳出予算説明調書は、中央図書館管理経費の他、学校図書館支援経費がある。学校図書館支援経費は、市内各小・中学校の学校図書館に図書館司書が赴き、学校図書館を充実させていくことを目的とする。そうであれば、令和2年度からの自動化事業に伴い、館勤務の嘱託司書5人を学校図書館支援に振り向けるための学校図書館支援経費の令和2年度歳出予算説明調書は、自動化に伴う司書の配置に関する文書といえ、請求対象文書に含まれる。

ゆえに、令和2年度歳出予算説明調書のうち学校図書館管理経費を特定から外したのは妥当でない。処分でない情報提供では審査請求で争うことはできないことから、請求対象文書は開示決定で特定しなければならないことは明らかである。

(9) 審査請求の手續について

条例第18条より開示決定等に係る不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定を適用せず、審理員制度を除外している。ゆえに、審査庁が処分庁である場合は、審査庁が弁明書を作成し、審査請求人等に送付することになり、審査庁と処分庁が同一であるから当然、審査庁から処分庁に

対する手続は、原則として不要になる（行政不服審査法 審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編））。

以上から、本件は処分庁と審査庁は同一であるから、奈良市教育長から奈良市教育長へ提出された令和2年10月6日付け奈教中図第28号弁明書は不要で、審査庁である奈良市教育長が作成した弁明書を添付して奈良市情報公開審査会に諮問し、その弁明書副本を審査請求人に送付するものである。

#### (10) まとめ

本件不開示部分1から本件不開示部分4までは、自動化学業に伴う職員数の削減数及び削減額、学校へ振り向ける司書数は、自動化に伴い当然予想される事態であり、その一部は公になっていることから、本件情報を公にすることにより、市民の間に誤解や憶測を招くなど、不当に市民等の間に混乱を生じさせる具体的なおそれはなく、条例第7条第5号に該当しない。

また、(3)のとおり人事管理情報といえないから、条例第7条第6号にも該当しない。

本件不開示部分5は、本件対象行政文書の「資料1 市立図書館の整備について」及び「資料2 図書館改修年次計画」の人件費削減の表及び令和2年度歳出予算説明調書のうち学校図書館支援経費が該当するといえるから、作成・保有していないので不開示としたのは理由提示の誤りである。

本件開示請求は、請求対象文書はすべて開示決定しなければならないところ、令和2年度歳出予算説明調書を情報提供するとして開示決定しなかったのは誤った処分である。令和2年度歳出予算説明調書のうち中央図書館支援経費は請求対象文書であるから、開示決定しなければならない。

#### 第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約すると、不開示理由はおおむね次のとおりである。

- 1 本件不開示部分1から本件不開示部分3までは、検討段階の未成熟な未確定な情報である。令和2年度から令和4年度までの事業実施に係る導入機材数及び職員数の内訳の推移のうち、令和2年度から令和4年度までの職員数、及びその内訳数、合計数は検討段階の未確定な情報である。令和2年度から令和4年度までの「嘱託 学校」の職員数も同じく、検討段階の未成熟な未確定な情報である。これらのことを公にすると業務を遂行するについて、市民の間に誤解や憶測を招くおそれがある。また、削減人数が分かることにより、図書館の運営に支障をきたすのではないかという不安を与えることにもなる。また、職員の配置計画という当該図書館の人事管理に係る情報であり、削減人数を公にする



と当該職員に対して、不当な干渉などがなされるおそれがあるなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした。

- 2 本件不開示部分4は、検討段階の未成熟な未確定な情報である。公にすることにより、本館業務や学校図書館業務を遂行するについて、市民の間に誤解や憶測を招くおそれがある。また、当該図書館の人事管理に係る情報であり、公にすることにより、今後の当該図書館の公正かつ円滑な人事管理の確保といった当該図書館の適正な事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした。
- 3 本件対象行政文書の「資料1 市立図書館の整備について」及び「資料2 図書館改修年次計画」は、システム導入に伴う職員数の増減については検討をし、その記載はあるが、図書司書をどこに配置するかを検討はしていないので、配置に関する記載はない。よって、予算資料があるだけで、配置に係る文書は存在しない。
- 4 一般に容易に入手できるものは、行政文書の定義から除かれる。令和2年度歳出予算説明調書は奈良市ホームページでダウンロードができ、不特定多数の誰も見ることができる文書であるので行政文書には当たらない性格のものであるため、開示決定の中には含めていない。
- 5 以上のことから、本件処分には違法又は不当な点は何ら存在しないものであり、本件審査請求に理由がなく、本件審査請求を棄却するよう求める。

## 第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえ、審査した結果、次のとおり判断した。

- 1 本件不開示部分1から本件不開示部分4までの不開示妥当性について

### (1) 奈良市の予算要求について

奈良市における予算編成は、予算編成方針の決定を受け、各担当課長等は予算要求に係る調書等を作成し、財政担当課に提出することとなっている。調書等の提出を受けた財政担当課は、その内容を審査して必要な調整を加え、市長及び関係職員による予算査定を経て、市議会に提出する予算案及び各課で作成した予算に関する説明書を調製する。こうした事務処理の後、予算は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、地方公共団体の長が予算案を調製し、議会の議決を経て定められ、議決により長に経費の支出権限が付与される。

### (2) 条例第7条第5号該当性について

#### ア 条例第7条第5号について

条例第7条第5号は、「市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国(略)の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、市の機関又は国等の機関の事務又は事業に係る意思決定に著しい支障が生ずるおそれがある情報を不開示とすることを定めたものであり、例えば、行政内部で審議中の案件等で、公にすることにより、市民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがある情報や、行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされるものであり、その間の内部情報のうち、その途中で公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報等が該当する。

なお、「意思決定の過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定手続等が終了するまでの過程のほか、当該事務又は事業が複数の決定手続を要する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいう。

イ 本件不開示部分1から本件不開示部分4までの条例第7条第5号該当性について

本件対象行政文書は、処分庁担当課が中央図書館管理経費について令和2年度予算要求を行うに当たって作成した、事業執行に要する費用及び根拠資料として、新規的経費に係る事業計画書及びその要求額の根拠資料である。本件対象行政文書のうち、不開示としたのが、本件不開示部分1から本件不開示部分4までである。

上述のとおり、予算案を構成する予算要求書は、編成過程において各担当課での作成の後、検討・調整過程で内容修正されていくものである。本件不開示部分1から本件不開示部分4までは、市内部で予算査定のために作成された根拠となる文書である。

このことから、本件不開示部分1、本件不開示部分2、本件不開示部分3及び本件不開示部分4のうち令和2年度に係る部分については、図書館職員の体制を見直す内容の根拠となる予算要求額算出根拠である職員削減数及びそれに係る具体的な経費が記載されており、これらの情報を公にする

と、特定の職員に対して外部からの不当な圧力や干渉を受けることが予想され、適正な予算査定に影響を与えることとなり、予算調整における意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められ条例第7条第5号に該当する。

また、本件不開示部分2、本件不開示部分3及び本件不開示部分4のうち令和3年度及び令和4年度の部分については、令和2年度の予算要求に当たってその材料として当該2年度分の年次計画が作成されたもので、その内容確認や時点修正等が行われていない未確定で暫定的な情報であると認められ、これを公にした場合には誤解や憶測により、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれのある情報に該当すると認められ、条例第7条第5号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

処分庁は、本件不開示部分1から本件不開示部分4までは、条例第7条第6号にも該当するとしているが、上記アのとおり、これらの不開示部分は同条第5号に該当すると判断したものであるから、同条第6号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(4) 条例第7条第5号及び第6号に該当しない部分について

本件不開示部分1から本件不開示部分4までの条例第7条第5号及び第6号の該当性について、上記(1)から(3)までのとおり判断した。ただし、次の不開示部分については、審査請求人が主張するのとおり、条例第7条第5号及び第6号に該当しないと認められるから、開示すべきである。

ア 審査請求人の主張

審査請求人は、本件不開示部分3について、意見書に添付した新聞記事を引用し開示が妥当である旨を主張している。この新聞記事によると、この新聞記事の報道された日より前の日までに、奈良市が発表した令和2年度奈良市予算案に、市内の3か所市立図書館に図書貸出に加え、返却と予約の受取りを自動化することに関する経費が盛り込まれたと報じている。具体的には、「図書館システム」の再構築に伴い、市立図書館の嘱託司書23人のうち、5人を市立小中学校の図書館の整備に振り向けること、学校図書館にこれまで従事していた図書館司書は8人であるなどとする内容である。

イ 本件不開示部分2のうち、令和2年度の職員数の「嘱託 司書」の職員数について

本件不開示部分2のうち、すでに開示されている職員数の内訳で、令和元年度の「嘱託 司書」の職員数は、「15人」であり、奈良市が発表した

「5人を学校図書館に振り向け」との内容から、本件不開示部分のうち、令和2年度の「嘱託 司書」の職員数は、「15人」から「5人」を引いた「10人」であることがわかる。

ウ 本件不開示部分3のうち、令和2年度の「嘱託 学校」の職員数について  
本件不開示部分3のうち、すでに開示されている令和元年度の「嘱託 学校」の職員数は、「8人」であり、奈良市が発表した「5人を学校図書館に振り向け」との内容から、本件不開示部分3のうち、令和2年度の「嘱託 学校」の職員数は、「8名」に「5人」を加えた「13名」であることがわかる。

エ 本件不開示部分4のうち、嘱託職員の項令和2年の欄の削減職員数について

本件不開示部分4のうち、奈良市が発表した「5人を学校図書館に振り向け」との内容から、本件不開示部分のうち、嘱託職員の項令和2年の欄の削減職員数は「5名」である。

オ したがって、本件不開示部分2のうちイの部分、本件不開示部分3のうちウの部分及び本件不開示部分4のエの部分は、いずれも奈良市が発表した内容と認められ、その後市長が当該予算案を市議会に提案し、その審議過程の結果、変更が生じ得るとしても、奈良市が当該予算案の内容を発表している段階でその内容はもはや検討段階の未成熟な情報とは言えず、公にすることにより、市民の間に誤解や憶測を招くおそれはない。また、今後の処分庁の適正な図書館業務の執行に支障を及ぼすおそれもないから、条例第7条第5号及び第6号に該当するとして不開示とした処分庁の決定は妥当ではなく、開示すべきである。

## 2 本件不開示部分5について

審査請求人は、本件開示請求のうち、奈良市立図書館の貸出・返却と予約受け取りを利用者自身が行うシステム設備導入に伴う司書の配置に関する文書は、本件対象行政文書の「資料1 市立図書館の整備について」及び「資料2 図書館改修年次計画」が対象行政文書に該当するから、開示決定等していない本件処分は違法と主張している。

「資料1 市立図書館の整備について」及び「資料2 図書館改修年次計画」を含めた本件対象行政文書は、上記1の(2)イで説示したとおりであり、またこれら文書が当該開示請求に係る対象行政文書に該当しないとする処分庁の説明に不自然・不合理な点はなく、本件不開示部分5について本件処分を取り消さなければならない理由はない。

## 3 令和2年度歳出予算説明調書について

審査請求人は、処分庁から情報提供を受けた「令和2年度歳出予算説明調書」が本件開示請求の対象行政文書として特定し、開示決定等すべきであると主張しており、その行政文書該当性について判断する。

条例第2条第2号は、条例の対象となる行政文書の範囲を定めたものであり、同号ただし書アにおいて、「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるもの」を行政文書から除外する旨を規定している。これらは一般に容易に入手でき、その内容を容易に知ることができるものであり、開示請求制度の対象とする必要がないことから、条例の対象となる行政文書から除外したものと解される。

そこで、当審査会が令和2年度歳出予算説明調書を見分したところ、「中央図書館管理経費」について、「事業目的及び必要性」、「事業概要」、「積算基礎」等の項目が記載されており、この様式を含めその内容のまま奈良市のホームページに掲載されている。この「歳出予算説明調書」は、各課で作成した予算に関する説明書のことであり、予算を分かりやすく説明するための資料として作成することになっているから、市民等に対して公表することが前提となっていると認められる。また、奈良市のホームページには、「財政」の項目のページの「当初予算の概要」という項目のページに、平成22年度から恒常的に掲載されている。

したがって、「歳出予算説明調書」は、不特定多数の者に、当該年度の予算の内容をわかりやすく説明することを目的として作成し、公表しているものであり、一般に容易に入手でき、その内容を容易に知り得るものであるから、条例第2条第2号の行政文書に該当せず、このことについて本件処分を取り消さなければならない理由はない。

#### 4 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

## 第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年10月 9日	審査庁から諮問を受けた。
令和3年 2月25日	令和2年度第11回審査会 1 審査請求についての概要説明を受けた。 2 処分庁から口頭による説明を受けた。

	3 事案の審議を行った。
令和3年 3月17日	令和2年度第12回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 4月28日	令和3年度第1回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 6月18日	令和3年度第3回審査会 答申案の取りまとめを行った。
令和3年 6月28日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
石黒 良彦	弁護士	
上田 健介	近畿大学法学部教授	
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	会長職務代理者
戸城 杏奈	弁護士	会 長
浜口 廣久	弁護士	